

筒井家文書内興福寺関連文書6点の解題

——明治維新期の興福寺廃寺から復興までの一側面

安宅 望(立命館大学アート・リサーチセンター)
E-mail n_ataka33@heart.ocn.ne.jp

要旨

江戸時代から奈良における著名な書肆であった絵図屋庄八の末裔である筒井家は、江戸時代から戦前までの膨大な史料を保管している。その中から明治維新前後の興福寺廃寺関連の史料を6点抽出し、調べると『明治維新神仏分離史料』にも掲載されていない新出と言ってよい史料であることがわかった。それらの史料の解題を記し、今後の研究の基盤としたい。

Abstract

The Tsutsui family, descendants of Ezuya Shōhachi—the renowned bookseller active in Nara since the Edo period—has preserved a vast collection of historical documents from the Edo period up until the prewar era. I selected six documents related to the abolition of Kōfuku-ji at the time of the Meiji Restoration, and a detailed analysis confirmed that they represent genuinely new sources absent from Meiji Ishin Shinbutsu Bunri Shiryō. I intend to provide an annotated introduction to these materials and thereby lay the foundation for future research.

1. はじめに

筆者は絵図屋庄八の末裔である筒井家に保存されている文書に着目して、ARC の協力を得ながらデジタル化に取り組んできた。これらの文書は、奈良市文化財課による基礎調査を終えており、その資料リストとデジタル画像とを対応させて参照できるようにデータベース化を行った。

この研究ノートでは、デジタル化した筒井家文書の中から興福寺の廃寺と復興に関するものを取り出して、史料の解題を試み、今後の研究への基盤とする。

2. 興福寺廃絶・復興関連文書の解題

2-1. 文書の紹介

筒井家文書の内、興福寺廃寺から復興まで直接関連する文書は6点ある。資料番号が若い順に

- ①資料番号 tti0629「興福寺復飾後一派混乱ニ付社格新規則松園水谷川両家ヨリ被相渡候箇条書」
- ②同 tti0638「興福寺存続哀訴状 扣」
- ③同 tti0639「興福寺永続奉愁訴状 写」
- ④同 tti0640「興福寺現存尽力願書」
- ⑤同 tti0641「興福寺再興ニ付経緯(明教新誌 一一九八号)〈木曜日刊行〉」

⑥同 tti0643「興福寺保存營繕ニ付投書」

である。資料番号は奈良市文化財課による報告書の番号と連動し、資料名は報告書記載のものを適用している。

2-2. 解題

2-2-①

資料番号 tti0629「興福寺復飾後一派混乱ニ付社格新規則松園水谷川両家ヨリ被相渡候箇条書」(以下「社格新規則」と略す)

大きさは約 145 mm×215 mm、紙縫りで上下二か所を綴じた大和綴じで、裏表紙を入れて 13 丁の冊子である。表紙に「明治式巳年・八月」とある。『明治維新神仏分離史料』中巻¹⁾(以下『史料』中巻と略す)の大屋徳城報告「奈良に於ける神仏分離」の 73 頁に「八月廿二日、松園、水谷川以下、新神司堂上格より、下役末に至るまで、心得として新規則を發表せり」として引用されている新規則とほぼ同じものである。

慶応 4 年 3 月下旬より興福寺一乗院大乘院両門跡と上層部の僧達との衆議により復飾が決められ、4 月 18 日に両門跡の名前で神祇局に全山復飾願いを提出した。両門跡は僧籍を脱して春日社の神官となり新神司と称した。それに伴い大乘院は松園尚嘉²⁾、一乗

院は水谷川(みやがわ)忠起³⁾と名を改めた。また両門跡に従い上臈の僧から下役まで一山復飾して春日社の新神司となった。もちろん春日社には従来から神官を世襲してきた各家⁴⁾があったが、興福寺の僧達が新神司として春日社の神事に踏み込む形となり、混乱は大きくなった。そこで復飾してから1年4箇月後に新しい春日社に於ける職務規定を制定したのが「社格新規則」である。

『史料』中巻に掲載された同文書は興福寺所蔵の「御用向日誌」に掲載されたものを引用しているが、筒井家文書の方は冊子として残されており、墨で書かれた規定に所々朱書きの書き込みが入っている。例えば、『史料』中巻の75頁1行目「租税蔵、追而社護所辺江取建可申、当中院屋ニテ取扱、米穀納所三ッ宛ヲ用ユ」とある。筒井家文書の「社格新規則」の同部分(4丁才最終行)は同文の規定の脇に朱書きで「神職之輩用ニ可申事義不当ニ御座候」とある。また「三ッ宛」とある部分が「三ッ倉」となっていて、脇に朱書きで「右之三ッ倉ト申ハ当寺第一之往古より大切之宝蔵ニ候」とある。続いて次の行の脇に「然ルニ今般破却米蔵ニ致ス義、実ニ凡難無限次第ニ御座候」と批判している。特に『史料』中巻80頁「空院所置方之事」では、「松園水谷川鹿園并衆徒等の家禄は従前別判物に付除之、其他の華族格始末役に至迄家禄の厚薄により難取凌向へ分限に応じ右空院領の内補助可被成下事」とあって、住僧のいない塔頭(空院)の領を分限に応じて配分すると書かれている。これに対し、筒井家文書「社格新規則」ではこの部分全部に朱書きの付箋をかぶせて貼り付け、意見を書いている(図1)。それを要約すると、本来幕府の御朱印による知行7,720石余は、勅願寺守護及び法相宗勢維持のために下されたものである。それを社僧らが欺きを申し立て、朝廷の為に復飾したかのように言っているが、実際には勤王の実績は少しも無いのである。にもかかわらず仏禄を収納

しているのは名分が立たない。復飾後にそれぞれ働きがあるなら改めて神職としての禄をもらうのが当然であり、寺の禄をそのまま集めて配分するのは不当である。空院の知行は凡そ2,500石ほどあるが、詳しく調べれば3,000石はあるはず、とある。

朱書きの意見は、これだけでなく他のいくつかの規定にも書かれている。いずれも旧門跡の松園・水谷川両家を中心に、興福寺の寺領を含めた寺の財産を自分たちに都合の良いように采配しようとしていることへの強い不満と非難である。筒井家に残された「社格新規則」は、単に史料として収録された『史料』中巻のそれと違い、当時の現場の生々しい意見を含んでいる。

2-2-②

資料番号 tti0638「興福寺存続哀訴状 扣」

(以下文書自体を指すときは「哀訴状 扣」と略す)

この文書の表題は文書の中身を勘案して奈良市による調査時に付けられたものである。180 mm×2050 mmの横長の紙に書かれている。「哀訴状」の原本が書かれた日付が「八月廿九日」、宛先が「奈良府」となっているので、慶応4年7月29日に奈良県が奈良府⁵⁾となつて1箇月後に書かれたものである(図2)。この史料は大きく二部に分かれており、前半が大乘院門跡家領多田主水から奈良府御役所に当てた哀訴状である。後半は哀訴状提出後の動きについての覚え書きである。いずれも同筆である。『史料』中巻にはこの文書は収録されていない。

哀訴状は文字通り興福寺存続を懇願する書状である。前述の通り同年4月18日に全山復飾を願い出て、両門跡以下下役の僧侶まで新神司と称して春日社へ移ってしまった。その後の境内の荒廃を見て大乘院家領の多田主水(仲基)が「伽藍本堂等守護人体無之、誠倍臣仲基謹而深涕泣奉哀訴條如左」と哀訴状を認め、8月29日に奈良府へ提出したのである。

本文は、興福寺が勅願の寺であることを強調し「天下興廢者 此寺依興廢」の御宸筆が宝蔵にあることを書き、興福寺が興廢すると天下が興廢してしまうと警告している。また「今般不斗一山僧侶復飾ト相成、尤皇国一円廢仏ト相成候者無是非次第無、其儀而当寺伽藍本尊等誠何之無辜一切守護僧侶無之様相成暫時も難捨置、君臣合体天下平定万民豊樂之御祈も不及廢絶段、歎に余り有、其上猶不外成主人隆芳も復飾転職に相成、門跡も当時無住ト相成実に涙血悲歎不絶」とあり、興福寺・大乘院の僧侶が一斉に退転し、みるまに荒廃してしまった有様が彷彿とする。多田主水の願いは「願者千有余年は迄無御永統後來被八宗兼学法相一派何卒廢転に不相成様に八宗兼学之門跡へ当分興福寺兼寺務職被為仰付、法相一派之御祈是迄通り勅願御相続不被変替以様謹而深奉哀訴候」と、これまで通りに寺務を続けさせてほしいというものである。

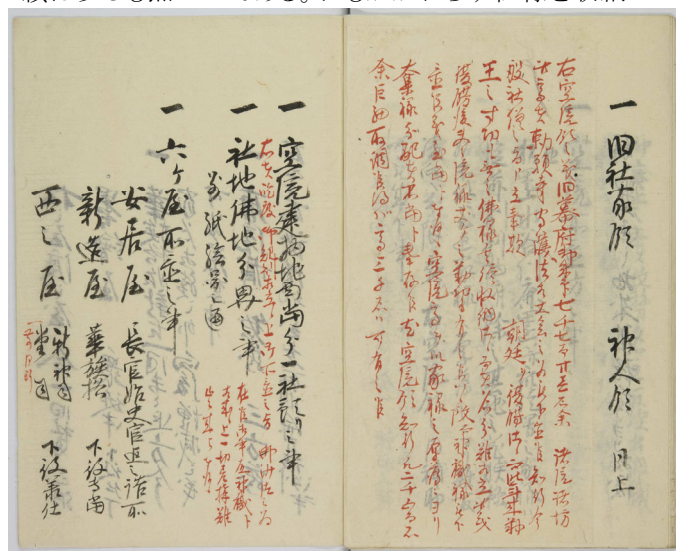


図1:筒井家文書「社格新規則」10丁ウ11丁オ

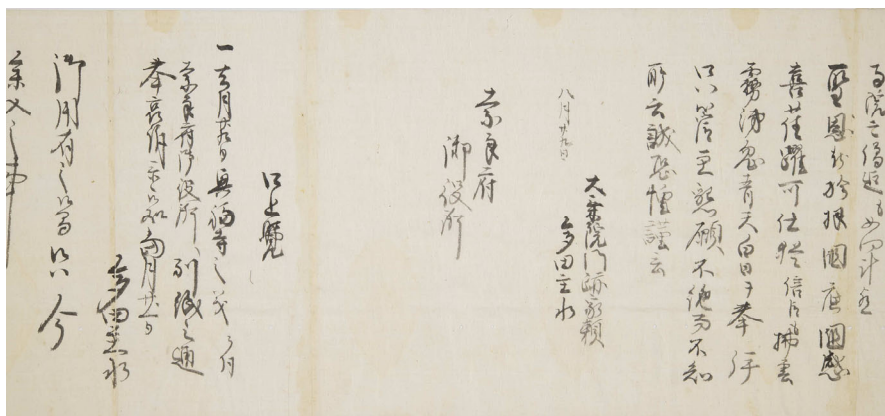


図2: 筒井家文書「興福寺存続哀訴状 扣」の内 日付・宛先 口上覚

後半は、この哀訴状を提出した後の動きと反応を「口上覚」と題して書いている。まず

一 去月廿九日興福寺之義に付

奈良府御役所へ別紙之通

奉哀訴置候処当月廿一日

多田主水

御用有之候間 只今

参入之事

という奈良府からの召喚状を写し、9月21日に奈良府へ参上したときの覚え書きを記す。当日は「判府事伊勢新左衛門殿面会」とある。その後を読んでも、哀訴状は一応受理されて京都の神祇官までつながったようである。神祇官側の対応は、新神司が興福寺領を横領すること、これまで通りに寺務を行いたいこと、というのはあくまで寺側の問題であり、神祇官としては知り置くが何か処置を講ずる立場にない。寺側でよく話し合え、というに留まった。この哀訴状だけでは興福寺の存続は約束されなかった。

2-2-③

資料番号 tti0639「興福寺永続奉愁訴状 写」

(以下文書自体を指すときは「愁訴状 写」と略す)

表題は奈良市による調査時に付けられたものである。大きさは180mm×250mmで、紙縫りで上下二箇所を綴じた大和綴じで、裏表紙を入れて9丁の冊子である。「愁訴状」の日付は「辰十二月八日」(1868)、差出人は「興福寺^元妙音院」、宛先は「奈良府 御役所」である。(図3)この文書も前後半に分かれ、前半は元妙音院から出された興福寺の法脈を守るための帰僧願いである。後半は先の「哀訴状 扣」と同様に提出した後の動きと反応を書いている。この文書は『史料』中巻には収録されていない。

愁訴状は、冒頭に「奈良興福寺今般及ベク廃絶ニ付、帰僧仕千有余年之法脈永続仕度謹而奉愁耽候」とあるように復飾して新神司となったが、再び僧に戻して興福寺の法脈を守りたい、という主旨のものである。神仏分離と言いながら実際は破仏となっている現状を歎き、興福寺の旧記から縁起を説き、天

地和合・君臣合体の象徴として親王や藤原氏の子孫が興福寺の寺務職に就くよう勅許があった、と書く。その興福寺が滅亡に瀕している現状を見て「何卒格別之御仁恵ヲ以伽藍本尊為守護帰僧御許容被成下候様謹而奉愁願候」と結んでいる。興福寺元妙音院と名があるが、妙音院自身も復飾してしまったので「元」がついている。

前の哀訴状との違いは在家の多田主水は現状の身分はそのまま、従来通り寺務も兼務させてほしい、という主旨だったが、愁訴

状は明確に新神司から再び僧侶に戻って興福寺の寺務を行いたい、と興福寺上層部の意思に反することを主張している。

後半に書かれているその後の動きは、「明治二年七月廿九日、奈良県于時海江田知事公召状到来、妙音院并多田主水同伴参上、頭取牧山良助殿別間ニ面会」とある。この部分には検討すべき部分があり、後で詳述する。

「愁訴状 写」には、「昨年以来興福寺之事件ニ付数十度之裏訴愁願書被指出候」とあり、これは面会した頭取牧山良助の言葉である。前の哀訴状の他にも同様の愁願書が複数県庁に届いていることがわかる。そこで、役所でも意見を添えてその書状を其の筋に送った。すると今般宮内省より御沙汰があったので、召喚してその書付の写しを渡す、ということであった。この書付は『史料』中巻にも収録されている。57頁1行目「(明治二年)八月二日に至り、奈良県知事より両院家に対し、即刻出頭す可しとの命を伝へ、両院使者出頭の上にて、広書院に於いて、左の達書を下せり」とあって同じ文が収録されている。以下引用する。

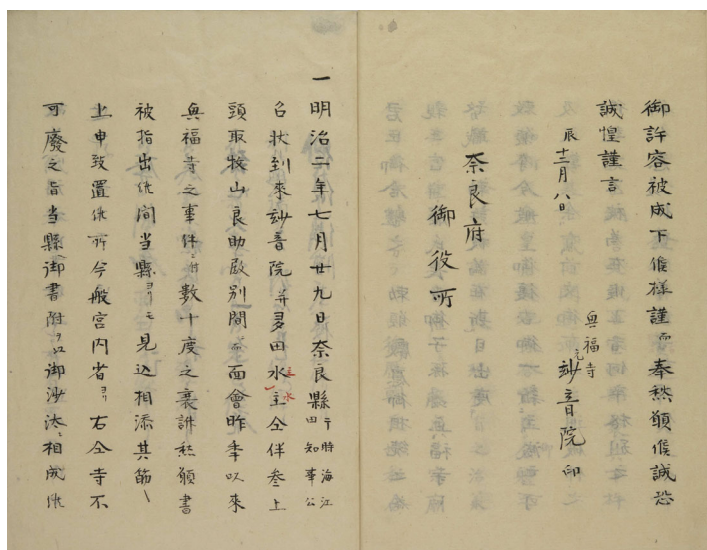


図3: 筒井家文書「興福寺永続奉愁訴状 写」6丁ウ7丁オ

廃仏廃寺之論有之人心不穩便之秋ニ当リ
殊七大寺之一ヶ寺被廢候儀者不可然是迄之
住役復飾共被仰付候得共元来社僧ニ付
別ニ興福寺預居候僧役有之哉ニ相聞候間先其
儘 被差置屹度御規則相立候後御所置可然存
候

その内容を要約すると、七大寺のひとつが廃絶するのは由々しきことである、全山復飾(還俗)したらしいが元々社僧というものがいるのだから、とりあえずそのままで処遇など新しい規則を決めて内輪で良いようにすればよい、というものであった。これも先の「哀訴状」に対する返事同様、朝廷・政府頼みではなく興福寺内で解決せよ、という返事であった。

この時期の妙音院の動きは『史料』中巻でも触れている。筆者は別稿にて『史料』中巻の中で記事が無く「顛末を明らかにし難し」とした部分筒井家文書を使って補填し、新たな事実を掘り起こしたいと考えている。

2-2-④

資料番号 tti0640「興福寺現存尽力願書」(以下「尽力願書」と略す)

表題は奈良市による調査時に付せられたものである。罫紙 3 丁を紙縫りで仮綴じしたもので大きさは 167 mm×242 mmである。筆者は「大阪府大和国添上郡奈良登大路町 番住 全府士族 田中篤行」である。文書の宛先は「明教社御中」、日付は「十四年七月」とある。筆者である田中篤行は奈良県庁文書の『士族履歴芝村県』(明治 2 年 6 月から同 4 年 9 月までの芝村県士族の履歴)⁶⁾に名前が見える。この文書の記述によれば、明治元年県庁に初出仕し、明治 3 年 10 月頃は県庁内の庶務、接遇、訴訟文書の受取などを職務としていた。宛先の明教社とは明治時代に大内青巒が主宰し、宗派を網羅した仏教新聞『明教新誌』を発行した出版社(団体)である。明治 8 年に結成され、『明教新誌』は月 15 回の発行で廃仏毀釈により衰えた仏教界を啓蒙し続けた新聞である。

この「尽力願書」は明治初年から県庁に務めていた士族田中篤行が、興福寺廃寺から復興までのあらましを書いて明教社へ情報提供したものである。ただ当文書は推敲の後が随所にあるので下書きのようである。この文書も『史料』中巻には収録されていない。

明治 14 年 4 月 30 日付の『明教新誌』に元一乗院である久邇宮⁷⁾と水谷川忠起の両者が興福寺再興を謀り、従一位三条実美・従一位九条道孝を巻き込み再興の儀を内務省に出願し聞き届けられた、という記事が出ている。この「尽力願書」はそれに呼応したもので、やんごとなき人々が動くより前に再興に向けて動いた人々がいたことを知らしめたものである。「尽力願書」は、その動いた人々を明記していることが貴重である。即ち「同寺(興福寺)住侶之内学頭花林院住他寺探題法印大僧都清胤及同西金堂々司職妙音院住伝燈大法師秀亮、在俗では護法の個者元宗徒之内中御門胤隆

并大乘院門跡御家来多田仲基等」の 4 人である。この情報提供は、皇族・貴族が復興に動く前に、無名に近い人々による地道な歎願が続けられていた、という事実を明らかにしたものである。

2-2-⑤

資料番号 tti0641「興福寺再興ニ付経緯(明教新誌一一九八号)〈木曜日刊行〉」

これは前の「尽力願書」にて田中篤行が明教社へ情報提供したものを基に『明教新誌』明治 14 年 8 月 18 日号に掲載された記事をそのまま写したものである。罫紙 2 丁を紙縫りで仮綴じしたもので大きさは 180 mm×250 mmである。この文章も『史料』中巻には収録されていない。内容は前述の篤志の 4 人が奈良府庁、西京諸役所に数十度歎願した結果、先の「愁訴状」にある通り、明治 2 年の 7 月に妙音院及び多田仲基が県庁に召喚され、③で引用した書付を渡されたことを記す。しかしその後「書付を渡されれば妙音院秀亮外二名共歡喜踊躍して退きたる後、屹度御規則相立て更に喜ばしき御所置あらん、と思の外已に十二年の星霜を経るも何の御沙汰もあらはこそ空く翹望に堪さる」ということだった。書付にある通り「新規則」は作られた(①の「社格新規則」のこと)が、それには興福寺の再興について何ら決められていない。結局、妙音院秀亮以下の面々は 12 年もの間何の沙汰も無く放置されたのである。事態が動いたのは④にある通り、明治 13 年秋に「開基の藤原家にて殊に歴々の縉紳諸君並奈良の地の有志総代両三名連署、同寺再興の儀を出願せられ、早速公許を得て」からである。

2-2-⑥

資料番号 tti0643「興福寺保存營繕ニ付投書」

表題は奈良市による調査時に付けられたものである。④と同じ片面 9 行の罫紙 3 丁を紙縫りで仮綴じしたもので、大きさは 180 mm×250 mmである。投書とあるので新聞などに掲載されたものを写したと思われるが、調べた限り『明教新誌』や当時の朝日新聞、読売新聞などに同じ文章は探し当てられなかった。内容はこれまでの文書と同様、興福寺廃絶を嘆いた有志が県庁(後に府庁)へ働きかけて伽藍守護を願う経緯を記し、「数十度の哀訴」の結果、書面が受理され、当局より御沙汰があり書付が付与された。妙音院秀亮以下よろこんだものの、次に事態が動くのは 12 年後の明治 13 年で、「藤原氏にて同寺保存營繕殊に歴々の縉紳諸君連署にて同寺保存營繕の儀出願せられ早速公許を得て不日營繕に着手するの風聞有之」ということであった。最後は「維新の最初には伽藍諸堂も既に破崩につくべきの風聞にて、彼三名は大に悲歎に沈み寔に天に仰ぎ地にふし、種々心を砕き恢復の事件に数十回歎訴ありしゆへ、第一管の外護と云ひ、第二は護法心浅からさり旧有志三名の千辛万苦の実効にて、五重の大塔初諸堂も全く現存せる由に承玉る、世に難有旧有志ゆへ感心のあまり投書に及び候なり」と結んでいる。

投書自体の筆者は不明である。興福寺復興は「歴々の縉紳諸君」が動かなければ成らなかったが、それまで細々であるが持ちこたえたのは妙音院秀亮以下の有志のおかげである、という主旨は④から⑥まで同じである。

3 解題を踏まえた若干の考察

筒井家文書の中から6点の興福寺廃絶関連文書の解題を記した。それぞれ実際に書かれた正確な年月日は不明であるが、内容を見ただけで時系列に並べて関係を再確認する。

もっとも古いものは②「哀訴状」に出ている哀訴状で慶応4年(1868)8月である。同年4月中旬に興福寺が一山復飾を決めて、その4箇月後に書かれた。文書には提出した哀訴状の写しとその後の顛末も書かれているので、文書自体は少し後に書かれたと思われるが、前半部に書かれた哀訴状は興福寺存続の為に動いた最初の一步である。『史料』中巻には収録されていないので、貴重な史料である。次は、③「愁訴状」である。これも前半に愁訴状の写し、後半に顛末が書かれているので、文書そのものは後にまとめられたものである。愁訴状は明治元年(1868)12月に書かれたものである。②の後半にあるように9月に一度府庁に呼び出されて哀訴状の件について答えを聞いているが、はかばかしくない返答であったので、12月にもう一度愁訴状を認めて、再度提出した形になる。後半の記述にある「奈良県于時海江田知事」であるが、海江田信義が奈良県知事に就任したのは明治3年9月である。妙音院と多田主水が海江田知事に召喚されたのなら明治4年7月29日でなければならない。この「明治二年」が正しいのか、知事海江田信義が正しいのか、検討が必要である。明治2年当時の奈良県知事は園池公静である。面接した頭取牧山良助なる人物が園池の部下なのか海江田の部下なのかを調べてみた。

『函訴検閲録』第二という書物⁸⁾に明治2年8月4日から同12月27日までの京都府の目安箱に投書された訴状・意見書が収録されている。その4箇月ほどの間の大和国からの函訴に「政府役人牧山某」「奈良府役人牧山某」「奈良県小参事牧山譲助」「御調頭取役牧山様」というように再三牧山なる者が登場する。いずれの函訴も牧山の不正を弾劾するものである。明治2年中のことなので知事は園池公静である。この牧山某は園池知事の部下であることは間違いない⁹⁾。妙音院秀亮と面会した頭取牧山良助とはこの牧山某と同一人物と考えてよいだろう。函訴では一部「牧山譲助」となっているが、音が似ていることから同じ人物と考えてよいのではないか。そうすると妙音院が奈良県に召喚されたのは明治2年となり「知事海江田信義」は、「愁訴状 写」の筆者妙音院秀亮の記憶違いと考えられる。「愁訴状 写」には、その後、奈良県庁から7月に召喚があるまで数十度府(県)庁を訪ね、興福寺復興の

運動を行った、とある。そして、7月29日に呼び出しがあり、妙音院・多田仲基は宮内庁からの書付を受け取ったのであった。

次は①の「社格新規則」である。両院家に書付が渡された明治2年8月2日から20日後の22日に「松園水谷川以下新神司堂上格より下役末に至るまで心得として新規則」を発表した。わずか20日余りで新規則を作り上げたのである。①「社格新規則」に批判の書き込みが多々見えるのもこの拙速故とも考えられる。

④から⑥までは、明治13年の興福寺復興の動きが現実のものとなってから明治14年にかけて書かれたひとつの塊と考えられる。筆者の見解によれば、情報提供の下書きである④、情報提供を受けた実際の記事として⑤、記事についての投書が⑥、と整理できる。

これらの文書は、先の興福寺復興の歎願に関する文書から10年以上経ってからのものである。廃仏毀釈も収まり、明治13年には奈良公園の整備も始まる。奈良市が歴史観光都市として新しく生まれ変わろうとする時代に、皇族・貴族の貴顕紳士がこぞって興福寺復興に動き出したのであった。そのような時代の風潮を受けて、興福寺廃絶の時に妙音院秀亮や多田仲基等がささやかな抵抗を試みた事実を、当時県庁の一事務員であった田中篤行が実際に見聞したこと含めて情報提供したのである。世の中が興福寺再興へ一気に動く中で、表の歴史から消え去ってしまった妙音院秀亮や多田仲基等の働きはかろうじて筒井家文書の中に残った。実は『史料』中巻と筒井家文書とを読み合わせてみると、『史料』中巻の欠落・空白を筒井家文書が埋めるような事実も出てくるのである。その欠落・空白部分については、これら筒井家文書を用いて補填を試み、改めて稿を起こすつもりである。

[注]

- 1) 村上専精等編『明治維新神仏分離史料』中巻、東方書院、大正15年(1926)国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/971192>
『新編明治維新神仏分離史料』(名著出版、2001)という復刻版もあるが、本稿で使用したのはデジタルコレクションで見ることが出来る旧版である。引用も旧版を参照している
- 2) 松園尚嘉は大乗院門跡である左大臣二条治孝の十九男松園隆温の養子である。元は治孝の十一男関白九条尚忠の三男である。後に男爵に列せられた
- 3) 水谷川忠起は一乗院門跡で大僧正応昭と名乗っていた。出自は関白近衛忠熙の八男である。還俗して水谷川(みやがわ)を名乗り男爵となった。
- 4) 春日社家には中臣、辰市、新(あたらし)、辰巳、東地位(とじい)、春日若宮神主家には中臣、千鳥、今西、南、井原、春日社司家には中臣、大東、富田、大西、春日神主家には大中臣、中東、奥、中、向井、正真院、という各家があった。(近藤敏喬編『古代豪族系図集覧』東京堂出

版、1993)pp217-228

国立国会図書館デジタルコレクション
<https://dl.ndl.go.jp/pid/13140827/1/119>

- 5) 慶応 4 年 5 月 19 日、元奈良奉行所の所轄地と周囲の旗本領(大和における藩領以外の地)を奈良県とし、春日仲襄が知事(7月 24 日罷免)に任ぜられた。同 7 月 29 日、奈良県を奈良府と改め、府知事に右近衛権少将園池公静が就任した。その後明治 2 年 7 月 17 日、奈良府を奈良県に改め、園池公静が県知事(明治 3 年 9 月 17 日罷免)に任ぜられた。
- 6) 奈良県立図書館情報館まほろばライブラリ『士族履歴 芝村県』(1871)25 画面「芝村県士族田中久弥平 篤行履歴」
<https://meta01.library.pref.nara.jp/opac/repository/repo/search/simple/?lang=0&mode=0&opkey=R176835277848769&start=1&codeno=&req=back>
 そこに「初而出仕三十一歳本年辛未三十四歳」とある。辛未は明治 4 年(1871)であるから初出仕は明治元年となる。
- 7) 久邇宮朝彦親王(文政 7 年 1824～明治 24 年 1891)は伏見宮邦家親王の第 4 子、天保 9 年 1838 に得度して尊応となり一乗院の門主となる。嘉永 6 年に青蓮院門跡に移る迄 18 年間一乗院の門主だった。後に還俗して中川宮と名乗り、公武合体派として国事に奔走した。明治 8 年(1875)4 月久邇宮家を創設した
- 8) 色川大吉、我部政男監修『明治建白書集成』第 1 巻(筑摩書房、2003)収録「付録 函訴検閲録第二」から。国立国会図書館デジタルコレクション
<https://dl.ndl.go.jp/pid/12228953/1/350>
- 9) 上記「函訴検閲録 第二」、園池知事との関係では p692 に「一奈良表園池様始埒明不申候事 御調頭取役牧山様并身方十人余組合有之候云々」という函訴がある。この函訴により、当時頭取役牧山某は園池知事の部下であったことがわかる

[図]

図 1: 奈良文化資源データベースの内筒井家文書、資料番号 tti0629「興福寺復飾後一派混乱ニ付社格新規則松園水谷川両家ヨリ被相渡候簡条書」

<https://www.dh-jac.net/db1/resource/tti0629/portal/10/>

図 2: 同上 tti0638「興福寺存続哀訴状 扣」より

<https://www.dh-jac.net/db1/resource/tti0638/portal/3/>

図 3: 同上 tti0639「興福寺永続奉愁訴状 写」より

<https://www.dh-jac.net/db1/resource/tti0639/portal/6/>

[参考文献(本文・註に明記したものを除く)]

論文

吉井敏幸「興福寺における神仏分離と春日神社」(大和における神仏分離史料の収集と研究 成果報告書、2006)pp.2-49

吉川聡「奈良・興福寺僧の日記で判明した神仏分離を迫られた僧侶らの衝撃」(月刊住職 206、2016)pp.114-125

星野靖二「『明教新誌』解題—創刊から明治 21 年頃まで

を中心に—」(國學院大學学術情報リポジトリ、2024/07)pp40-55

書籍

中本宏明編『奈良の近代史年表』(1981)

奈良市史編集審議会編『奈良市史』通史四、第一章明治維新と奈良 (吉川弘文館、1995)

松園裕『牡丹と藤: 撰家門跡家よりみた興福寺史』第 3 巻第 18 章(1998/08 国立国会図書館デジタルコレクション
<https://dl.ndl.go.jp/pid/13206372>

URL 最終確認日 2026 年 7 月 24 日